

○財務省告示第二百六十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年七月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年八月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記

利付国庫債券（五年）（第二百二十四号）

二 発行の根拠  
の法律及びそ

の法律及びその根拠は、昭和二十二年法律第三十四号（昭和三十四年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百一号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）の競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適

用等

四 発行方法

方募

・別債行争非者特国札非 入価法入  
 第参市及入価・別債発競 札格決  
 II加場び札格第参市行争 発競定  
 非者特国発競 I加場 入 行争 の

込募各割各各 当も各  
 み限国り申の申  
 の度債市当込か  
 応額の場てみ。ら  
 募額の場るの。の  
 額を囲別募。申  
 割に加者案分  
 りにおごと  
 ていての  
 。各の申  
 込申

争入 市場 札発 行 争  
 入札 行 争  
 争入札 行 争  
 争入札 行 争  
 争入札 行 争  
 争入札 行 争  
 争入札 行 争  
 争入札 行 争  
 争入札 行 争  
 争入札 行 争  
 争入札 行 争

価格を募入額により加重平均し  
 得られる価格をその発行（以下）非  
 とするものによる発行（以下）非  
 競争入札と同時に行われ  
 競争入札と同時に行われ  
 であつて、同時に  
 市場特別参加者  
 を定め、市場特別  
 一、国債市場特別  
 価格競争入札  
 び価格競争入札  
 した後に、行われ  
 て、財務大臣が各  
 参加者のごとに、  
 参加者ごとの発行  
 市場特別参加者  
 市場特別参加者  
 市場特別参加者  
 市場特別参加者  
 市場特別参加者



十 十		九 八		七		
イ 一				イ		
発		振 額 最		払 込 金		
入 札 発 行	価 格 競 争	替 単 位	低 額 面 金	行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場
十 一 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価	額 面 金 額 百 円 に つ き 十 九 円 九	す る 。 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	三 千 七 百 三 十 四 億 百 四 万 円	二 万 九 千 五 百 九 十 五 億 二 千 四 百 二 十 四
						二 兆 七 千 六 百 八 十 八 億 四 千 百
						で 三 千 七 百 三 十 七 億 円
						た 利 付 国 債 に つ い て 額 面 金 額
						条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し
						特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入

十 額 格  
二 面 金 額  
銭 百 円 に つ き  
九 十 九 円 九

(一) 年 ○ ・ 一 パーセント  
は、募入決定の通知を受けた者  
は、払込金額に追加した額を第  
式により算出した金額を第  
十号に規定する期日に払い込  
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 31}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収されるに  
もとのとて振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるもの  
にりついで、前記(一)の算に  
よるに算出した金額から該金  
額に百分の二十・三・五乗  
をたし、たし、たし、たし、  
を發行時に、又は、又は、  
が非居住者、又は、又は、  
る場合、又は、又は、又は、

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金  
十七 償還金  
十八 元利支  
十九 払込  
二十 者入札参加

より算出した金額に当該非居  
住者又は外国人が適用を受  
ける所得税の税率を乗じた金  
額を控除することができる。

平成二十七年十二月二十日を支  
払期とし、次の算式により算出  
した金額を支払う。ただし、支  
払期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払い日とし、各支払期にお  
いて、その日以前六ヶ月間に属す  
る利子を払う。

平成三十一年六月二十日  
額面金額百円につき百円

日本銀行から通知を受けた者  
平成二十七年七月二十一日